## ○経済産業省告示第百六十二号

省告示第百七十号

(輸入割当てを受けるべ

き貨物の

品

目

輸入の

承認を受けるべき貨物

 $\mathcal{O}$ 

原

産

地

又

は

船

積地

輸 入貿易管理令 (昭 和二十四 年政令第四 百十四号) 第三条第一 項の 規定に基づき、 昭和四十一 年 通 商 産業

域その: 他貨物の 輸 入に うい て必要な事項の公表) の <u>ー</u> 部を次の表のように改正 Ļ 公布  $\mathcal{O}$ 日 か 5 施 行 ける。

令和七年十一月六日

経済産業大臣 赤澤 亮正

を要しないものとする同条第二項の規定により行	入するときとし、同号の規定による輸入の承認	承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を	とし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の	その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおり	改正後
り行 を要しないものとする同条第二項の規定により行	承認 輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認	物を 承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を	入のとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の	おり   三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおり	改 正 前

る国を船積地域とする動物又は同表の三の項	- る国を船積地域とする動物又は同表の三の項
地とする動物、同表の二の項の第二欄に掲げ	地とする動物、同表の二の項の第二欄に掲げ
② 次の表の一の項の第二欄に掲げる国を原産	2) 次の表の一の項の第二欄に掲げる国を原産
7(1) (略)	7(1) (略)
1~6 (略)	1~6 (略)
ぞれに定める書類の税関への提出とする。	ぞれに定める書類の税関への提出とする。
合においての8の⑴から⑽までの区分に応じそれ	合においての8の⑴から⑪までの区分に応じそれ
の経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場	の経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場
る大臣の確認、7の貨物を輸入する場合において	る大臣の確認、7の貨物を輸入する場合において
の6の①から⑤までの区分に応じそれぞれに定め	の6の①から⑤までの区分に応じそれぞれに定め
うべき手続は、6の貨物を輸入する場合において	- うべき手続は、6の貨物を輸入する場合において

ザメ、・ する動物 オトシゴ シ メ、 Ł ルヴァを除く。)並びにこれらの個体の一 メ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ、タツノ に掲げる国の項の第三欄に掲げる種に属する の第二欄に掲げる国を原産地及び船積地域と 口 Oシ アカシュモクザメ、 (クロトガリザメ、 物若, ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザ ュモクザメ、オナガザメ属全種、 属全種及びホロトゥリア・フス しくは植物であって、 ヒラシュモクザメ、 ヨゴレ、 当該第二 ヨシキリザ ウバ コ ギ 欄 部

もの(クロトガリザメ、ヨゴレ、ヨシキリザする動物若しくは植物であって、当該第二欄の第二欄に掲げる種に属するの第二欄に掲げる国を原産地及び船積地域と

シロシュモクザメ、オナガザメ属全種、ウバメ、アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメ、

メ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ、タツノザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザ

オトシゴ属全種及びホロトゥリア・フスコギ

えがきこの、アン・アラける寺にこ場がルヴァを除く。)並びにこれらの個体の一部

及び派生物(ワシントン条約附属書Ⅱに掲げ

及び派生物

(ワシントン条約附属書Ⅱ

に掲げ

より、経済産業大臣の確認を受けなければな	より、経済産業大臣の確認を受けなければな
輸入しようとする者は、別に定めるところに	輸入しようとする者は、別に定めるところに
業大臣の確認を受けるべきものを除く。)を	業大臣の確認を受けるべきものを除く。)を
けるべきもの並びに③及び40に基づき経済産	けるべきもの並びに③及び4)に基づき経済産
るもの(二の表の第2に基づき二号承認を受	るもの(二の表の第2に基づき二号承認を受
、当該第二欄に掲げる国の項の第四欄に掲げ	、当該第二欄に掲げる国の項の第四欄に掲げ
書Ⅲにより特定されるものに限る。)のうち	書Ⅲにより特定されるものに限る。)のうち
植物の個体の一部及び派生物にあっては附属	植物の個体の一部及び派生物にあっては附属
同条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は	同条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は
あっては附属書Ⅱにより特定されるものに、	あっては附属書Ⅱにより特定されるものに、
る種に属する植物の個体の一部及び派生物に	る種に属する植物の個体の一部及び派生物に

らない。

	==	(略)	- - -	
) (削る	略)		(略)	国
(削る)	略)		(略)	種
(削 る)	(略)		(略)	貨物

らない。

ト エ ( ジプ 略 国	I 条 ワ (略	C 動 (
ト エ ( ジプ 略 略	条 約 附 属 書	に 動 で 物 略 略
(略)	(略)	( 略
エジプ	ワシントン	動物
<b> </b> -	条約附属書	にそ
	Ⅱに掲げる	体の
	種(ギリシャ	及び派生
	リクガメ、	物
	ナイルスッ	

イカメレオ	チチュウカ	オアガマ、	サバクトゲ	オアガマ、	ニシキトゲ	オアガマ、	ジャクトゲ	アガマ、ク	プトトゲオ	ポン、エジ

イスラ	(略)	
ワシントン	(略)	
(略)	(略)	

イスラ	(略)									
ワシントン	(略)	0	ツネに限る	エネックギ	ボア及びフ	ヤハズスナ	スナボア、	ン、ナイル	カカメレオ	ン、アフリ
(略)	(略)									

8	(3)								
(略)	(3) (10) (略)								
	堂)	(略)							エル
		(略)	種	Ⅲに掲げた	条約附属書	ラエルが同	種及びイス	Ⅱに掲げる	条約附属書
		(略)							
8	(3)								
8 (略)	(3) (10)								
	(3) (10) (略)	(略)							エル
		(略) (略)					種	Ⅱに掲げる	エル条約附属書